

制定 平成 18 年 4 月 1 日  
改正 令和元年 5 月 1 日

## 大阪社会医療センター整備補助要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「市規則」という。）及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 39 年大阪市例規第 4 号。以下「条例」という。）並びに社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和 39 年大阪市例規第 79 号。以下「条例施行規則」という。）に定めるもののほか、社会福祉法人大阪社会医療センターの整備に係る補助金の交付の申請、決定等について必要な事項を定めるものとする。

### (補助の目的)

第2条 補助は、あいりん居住者及び生活困窮者に関して、社会医学的な実態を把握するとともに必要かつ迅速な医療の提供を行い、地域住民の保健と福祉の推進に努め、生活困窮者に対する医療費の減免、医療・福祉に関する相談及び支援、病院における院内秩序の維持などあいりん特有の事情に鑑み、福祉の向上を図ることを目的とする。

### (補助金の金額)

第3条 補助金は、大阪社会医療センター整備費に要する費用の全部又は一部について予算の範囲内で 100 万円を超える機械器具に要する経費に限り、交付することができる。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、「大阪社会医療センター整備補助金交付申請書〔様式第 1 号〕」に市規則第 4 条各号及び条例施行規則第 3 条第 1 項各号に掲げる事項並びに見積書を記載し、事業開始前までに市長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第5条 補助金の交付の決定又は交付しない旨の決定にあたり、市規則第 5 条第 4 項の通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

- 2 市規則第 6 条第 1 項第 1 号の「市長が認める軽微な変更」は、機械器具に付随する備品の変更とする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、「大阪社会医療センター整備補助金交付決定通知書〔様式第 2 号〕」により通知し、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、「大阪社会医療センター整備補助金不交付決定通知書〔様式第 3 号〕」により通知するものと

する。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者が、市規則第8条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、「大阪社会医療センター整備補助金交付申請取下書〔様式第4号〕」により行うものとする。

2 同条第1項の「市長の定める期日」は、補助金の交付の決定を受けた者が交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。

(交付の時期等)

第7条 補助金の交付は事業完了後となる。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、市規則第6条第1項第1号の交付条件に基づき補助事業の内容等を変更しようとするときは、「大阪社会医療センター整備補助金 補助事業変更承認申請書〔様式第5号〕」により行うものとし、同項第2号の交付条件に基づき補助金を中止又は廃止しようとするときは、「大阪社会医療センター整備補助金 補助事業中止・廃止承認申請書〔様式第6号〕」により行うものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、市規則第9条の規定により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するときは、「大阪社会医療センター整備補助金 事情変更による交付決定取消・変更通知書〔様式第7号〕」により行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1)補助事業に係る機械器具の撤去その他の残務処理に要する経費

(2)補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、「大阪社会医療センター整備補助金実績報告書〔様式第8号〕」に市規則第14条に掲げる事項を記載し、市長に報告しなければならない。

2 同条の市長が必要と認める添付書類は、次のとおりとする。

(1)収支計算書

(2)入札関係書類

(3)請求書類

(4)証拠写真等

3 補助金は、毎年度事業完了後 10 日以内に市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 11 条 市長は、前条の実績報告を受け、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、「大阪社会医療センター整備補助金額確定通知書〔様式第 9 号〕」により補助事業者に通知するものとする。

(支払報告)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、補助金交付後すみやかに当該補助事業に要した経費の支払を行い、領収書及び振込金受取書の写しを添えて「大阪社会医療センター整備補助金支払報告書〔別紙様式第 10 号〕」を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 13 条 市長は、市規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、「大阪社会医療センター整備補助金交付決定取消書〔様式第 11 号〕」により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行し、同日以降の申請について適用する。同日前の申請については、なお従前の例による。

〔様式第1号〕

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地  
名 称  
代表者の氏名

印

大阪社会医療センター整備補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額及びその算出の基礎

- (1) 申請額 金 円  
(2) 算出基礎

2 補助金交付対象事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称  
(2) 目的  
(3) 内容

3 添付書類

- (1) 事業計画書  
(2) 収支計算書  
(3) 見積書

〔様式第2号〕

大阪市指令福祉第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長 ○○ ○○

大阪社会医療センター整備補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました大阪社会医療センター整備補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 補助金交付対象事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（以下「市交付規則」という。）及び社会福祉法人の助成に関する条例（以下「条例」という。）並びに社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）大阪社会医療センター整備補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

- (1) 市交付規則第11条及び条例第15条の規定により、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から5年間保存すること。
- (2) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。
- (3) 本通知書受領のうえは、すみやかに通知書全文の写しを添えて請書を提出すること。

(4) 補助事業者は、補助の目的を遵守し適正に使用するとともに耐用年数期間内に医療機器を廃棄等してはならない。ただし、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発等による被害を受けた場合は、この限りではない。

〔様式第3号〕

大阪市指令福祉第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長 ○○ ○○

大阪社会医療センター整備補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました大阪社会医療センター整備補助金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 交付しない理由

〔様式第4号〕

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地

名 称

代表者の氏名

印

大阪社会医療センター整備補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて通知のありました  
大阪社会医療センター整備補助金の交付決定については、大阪市補助金等交付規則第  
8条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日

2 取下げの理由

〔様式第5号〕

令和 年 月 日

大阪市長

所 在 地

名 称

代表者の氏名

(印)

大阪社会医療センター整備補助金 補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1 変更する内容及びその理由

〔様式第6号〕

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地

名 称

代表者の氏名

印

大阪社会医療センター整備補助金 補助事業中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり中止・廃止する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

〔様式第7号〕

大阪市指令福祉第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長 ○○ ○○

大阪社会医療センター整備補助金 事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました  
大阪社会医療センター整備補助金については、次のとおり取消し・変更することを決定しましたので通知します。

記

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

〔様式第8号〕

令和 年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地

名 称

代表者の氏名

(印)

大阪社会医療センター整備補助金実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金交付対象事業の名称

2 補助金の予定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

(1) 収支計算書

(2) 入札関係書類

(3) 請求書類

(4) 証拠写真等

〔様式第9号〕

大福祉第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長 ○○ ○○

大阪社会医療センター整備補助金 額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました  
大阪社会医療センター整備補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 確定金額 金 円

〔様式第10号〕

令和　年　月　日

大　阪　市　長

所　在　地  
法　人　名  
法人代表者名

印

大阪社会医療センター整備補助金支払報告書

令和　年　月　日付け大阪市指令福祉第　　号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、当該補助事業に係る支払が完了しましたので、大阪社会医療センター整備補助要綱第13条の規定により、領収書及び振込金受領書の写しを添えて報告をします。

〔様式第11号〕

大阪市指令福祉第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長 ○○ ○○

大阪社会医療センター整備補助金交付決定取消書

令和 年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました  
大阪社会医療センター整備補助金については、次のとおり取消しすることを決定しましたので通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由